

長久手市放課後子ども教室運営委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、長久手市が実施する放課後子ども教室について、円滑に進めるとともに、放課後における子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを推進するため、長久手市放課後子ども教室運営委員会(以下「運営委員会」という。)を設置し、その運営に必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 運営委員会は、次の事項について協議し、検討をする。

- (1) 事業の安全管理方法に関すること。
- (2) ボランティア等地域協力者の人材確保方策に関すること。
- (3) その他事業の全般に関すること。

(組織)

第3条 委員は、10人以内とし、次に定めるものの中から市長が委嘱する。

- (1) 学校関係者
- (2) 学識経験者
- (3) 社会教育関係者
- (4) 児童福祉関係者
- (5) PTA関係者
- (6) 地域住民
- (7) 行政関係者(教育委員会部局)

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 運営委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 委員長の任期は、原則2年とする。
- 3 委員長は、会務を総理し、運営委員会を代表する。
- 4 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が

指名する委員がその職務を行う。

(会議)

第6条 運営委員会の会議は、委員長が招集する。

2 運営委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 運営委員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(オンライン開催)

第7条 委員長は、相当と認めるときは、委員及び事務局が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によって、会議を開催し、審議及び採決を行うことができる。

2 委員及び事務局が前項の方法による場合には第6条第2項に定める出席とみなす。

(書面開催)

第8条 委員長が会議の決意の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき委員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の決議があったものとみなす。

(委員会の庶務)

第9条 委員会の庶務は、子ども部子ども未来課において処理する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、運営委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成21年2月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 10 月 5 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。